

第 35 回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 3 月 4 日 (水) 午前 11 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午前11時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に先立ちまして、先日の議会におきまして本委員会の設置決議に対する再議がされていましたが、議会の議決により現議決は維持されました。また、併せて百条委員会の調査運用確認、及び調査期限の確定に関する決議、これが議決され、本委員会の調査対象及び調査期限が改めて確認されたところでございます。

本委員会としましては、これらの議決を踏まえ、議会の意思に基づき、確認されました調査範囲の中で事実関係の整理を行い、最終報告書の作成に向けた作業を進めてまいりたいというふうに考えております。委員各位のご協力をいただきながら、冷静かつ適切に審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、協議いただきたいのは、町長に対する証人出頭要求についてでございます。中山町長の証人喚問はこれまで2回にわたり出頭が実現していない経過がありました。これは最終報告書を作成するにあたり、公金支出に関する事実確認、それから調査対象事業に関する認識の確認などを行う必要があると判断されたものでございました。

2月6日の出頭要求、それから2月27日の出頭要求の通知文書と町長からの出頭しないという申し出文書をお手元に配付しております。これらの経過を踏まえまして、中山町長の証人喚問の必要性をご協議いただきたいと思っております。

それでは、今から白根副委員長のほうに内容を説明をしていただきます。よろしくお願いたします。

○白根美穂副委員長 証人出頭請求書（案）です。読み上げます。

本議会は、公金の支出に関する事務調査のため、地方自治法第100条第1項の規定により、次により証人としてあなたの出頭を求めることになりましたので、出頭されるよう請求します。なお正当な理由なく出頭せず、または証言を拒んだ場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることがあるので注意します。

付記、本件については、令和8年1月15日付、及び同年2月6日付、証人出頭請求書により出頭を求めていたところ、いずれも出頭に至りませんでした。その後、本件は、地方自治法第176条第4項に基づき再議に付されましたが、令和8年3月3日、本議会は現議決を維持する旨の議決を行い、本特別委員会の調査が適法に継続されることが確定しております。よって、改めて証人としての出頭を求めるものです。

記、1、証言を求める事件、公金の支出に関する事務の調査、2、証言を求める事項、別紙、証

言を求める事項のとおり、前回、提示済み事項をそのまま添付しております。本件尋問事項は、令和8年2月6日付、請求書において具体的に提示済みであります。3、出頭を求める日時及び場所、日時は、令和8年3月12日木曜日午後1時30分、場所、大刀洗町役場協議会室、補足、やむを得ない事情がある場合には速やかにその具体的理由を明示の上、日程調整について申し出られたい。

以上でございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。ただいまの副委員長からのご説明を踏まえ、皆様方からご意見があればお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 前回の町長からの証人出頭請求に関する回答で、証人尋問の必要性及び再尋問について書かれていますけれども、自分は詳細に説明を尽くしたという文言ではございますが、こちらとしては詳細にお聞きできなかったということが残りますので、やはりこちらのほうに出てきていただいて、詳細に、前回、詳細事項を書いて提出しておりますので、その内容をお話ししていただきたいと思っております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほかの委員さんから、何かご意見があればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、各委員のご意見などを踏まえまして、中山町長の証人喚問につきましてお諮りをしたいと思います。

まず、中山町長を証人喚問することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。全員挙手をいただきまして、賛成多数と認めます。したがって、中山町長の証人喚問につきましては、議長に要求することに決定をいたしました。

2番目に、続きまして質問事項等についてお諮りをしたいと考えます。中山町長に対する質問事項でございますが、先月の2月の27日の証人喚問要求の際に指定しました具体的な質問事項と同じ内容を再度明示し、日時につきましては、先ほども申しましたが、3月12日の午後13時30分、場所はここ協議会室において行うことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。賛成4、反対0ということで、賛成多数でございます。全員賛成でございます。したがってそのように決定をいたしました。

なお正当な理由がなく、出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条の第3項の規定によりまして6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えておきます。

次に、3番目の書類提出の要求についてでございます。まず、宿泊不正処分に関する資料の請求についてご協議をいただきたいと思っております。宿泊費支出に関連する町の処分内容についてでございますが、事前に委員から既に公表されている処分の内容につきましては、1、宿泊事実確認の方法、2、2泊のみ返還対象とした判断過程、3番目に町会処分及び分限処分の理由などを文書で確認する必要があるのではないかとご意見をいただいております。これにつきまして、皆様方、委員さんからご意見があればお伺いしたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

何かございますか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 百条委員会で調べた内容と町が調査した内容を対比、確認する必要があると思っておりますので、こちらの請求をお願いしたいと思います。

○古賀世章委員長 分かりました。ありがとうございます。

○白根美穂副委員長 ほかの議員さんからも以前質問で、こちらが示したものと向こう、行政側が処分された内容は同じであるのかという質問がありましたけど、こちらとしては、向こう側が明示されていなかったのをお答えすることができませんでした。それも踏まえて、やはりこちらの書類の提出は必要ではないかと思っております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほか、どなたかご意見があればお願ひいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員のご意見を踏まえまして、お諮りをしたいと思います。1番が、宿泊事実確認の方法、2つ目が、2泊のみの返還を対象とした判断過程、そして3つ目が、懲戒処分及び分限の理由でございます。

以上の記録につきまして、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づきまして、3月12日木曜日までに記録の提出を求めるということに対し、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。賛成4、反対0でございます。全員賛成でございます。従いまして、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定によりまして、6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えておきます。

続きまして4番目でございますが、かてての事業に関する令和7年度経理書類の請求についてでございますが、ご協議いただきたいというふうを考えます。

委員会では、大刀洗町地域経済活性化協議会の6月から12月の間の通帳の写し、及び請求書、

領収書等の証拠書類などと帳簿などの経理が分かる書類の写し一式、これらを記録提出要求をしておりましたが、いまだに提出されておられません。大刀洗町地域経済活性化協議会におきましても、大刀洗マルシェかててに関する公金支出と大刀洗マルシェかてて事業は継続をされております。

大刀洗町地域経済活性化協議会における大刀洗マルシェかてて経理書類につきまして再度要求をする必要があるのではないかとと思いますが、皆様方のご意見をお願いいたします。いかがですか。白根副委員長。

○**白根美穂副委員長** 町側のほうは、新しくできたし大刀洗町地域経済活性化協議会が調査対象ではないとの理由で提出が拒まれていたかとは思いますが、私たちは協議会を調査するのではなくて、以前のかててと新しくできた協議会がどのように違うのか、それを比べるために資料の提出をお願いしているところでもあります。

ですので、やはり町長が以前より不備があった、その不備を直して新しい協議会の方にしたということであれば、どこが不備で、その不備がどのように是正されたのかを調べる必要がありますので、この書類請求は必要であると思います。

○**古賀世章委員長** ありがとうございます。そのほか、どなたか委員さんからあればお願いしたいんですが。平山委員。

○**平山賢治委員** 先ほどの、証人出頭請求とも重なるんですけども、一番報告書を書くにあたって重要な部分、むしろ町が是正したと主張する部分について結論が得られないということについては、非常に残念なことであるので、是正したと主張する町長にとっても、今回資料を出していただくことは、本人の主張を裏づけることになる可能性もございますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと第三者委員会と称する団体からの報告書の中を見ておきますと、我々に提出がされていない資料というものがあるのかなという感じはいたしますので、それが一体何なのかというのが一つ気になるころではあります。

それは限られた時間の中でどういう対応ができるか分かりませんが、第三者委員会と称する団体を目的としても、結論としては、やはり我々の百条の中間報告にも沿うような結論が出ておるようですので、我々も粛々と必要な書類を出していただく、証言していただくということが必要だろうと思っています。

以上です。

○**古賀世章委員長** ありがとうございます。そのほか、どなたかご意見があればお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 よろしいですか。

それでは各委員のご意見を踏まえて、お諮りをしたいと思います。大刀洗町地域経済活性化協議会における大刀洗マルシェかてて経理について、6月から12月の間の通帳の写し、及び請求書、領収書などの証拠書類等と帳簿等の経理が分かる書類の写し一式、以上の記録につきまして、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、3月12日木曜日までに記録の提出を求めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○古賀世章委員長 賛成4、反対0ということで、全員賛成でございました。したがって、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定によりまして6か月以下の拘禁刑、または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてですが、3月12日木曜日の午後1時30分ですね。午後1時30分より会議を行いたいと思います。

それから、本日の最後に、今まで百条調査委員会で使用しました資料につきましては、配慮しながら全てを順次公開していきたいというふうに考えております。

その他で何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 よろしいですか。それではないようでございますので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会といたします。

(午後11時55分閉会)